



No.582  
3 分間  
税ミナール  
令和5年1月25日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平  
〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 所得30億円超の課税強化、政府・与党 2025年にも

政府・与党が所得が年30億円を超えるような富裕層を対象に所得税に最低負担率を導入する最終調整に入ったと、昨年12月13日に各メディアで報じられました。

年間の所得が1億円を超えると所得税負担率が下がってしまう「1億円の壁」の問題が、政府税制調査会(首相の諮問機関)にてかねてより議論され、是正すべきだとの指摘が出ていましたが、このたび超富裕層に追加の税負担を求めることで、不公平感を抑えるのがねらいです。周知期間を設けたうえで2025年にも適用されます。

所得が30億円を超える200~300人が対象となる見込みで、所得50億円のケースでは2~3%負担が増える想定です。合計所得金額から3.3億円を差し引いたうえで22.5%の税率をかけた金額で計算し、これが通常税額を上回る場合に差額が徴収されます。

所得の多い富裕層ほど税負担率が低くなる逆転現象は、所得ごとの税率の違いで生じます。給与は高額になるほど税率が上がる累進制で、所得税の最高税率は45%です。分離して課税する株式や土地・建物の売却益の所得税率は一律15%、株式などの売却が多いほど税負担が低くなり、富裕層は低税率の所得が多くなっています。

財務省によりますと、所得5000万円超~1億円の層の所得税と社会保険料の負担率は28.7%で、所得が増えるほどこの負担率が下がり、所得20億円超~50億円の層では20.0%、50億円超~100億円の層では17.2%となっています。

